

第一回定例会常任委員会の審査報告

緊縮予算可決成立

一般会計百八十億円前年度比六・一%減
土岐津公民館建設費計上

平成十八年第一回土岐市議会定例会が、二月二十七日から三月二十二日までの二十四日間の会期で開かれました。今定例会では、平成十八年度予算関係十四件、土岐市



土岐津公民館完成予想図

企業立地促進条例の一部改定、正など条例関係二十三件、「児童館の指定管理者の指定」などその他の案件十八件の市長提案五十五議案について慎重な審議の結果、全ての議案を原案のとおり可決。また、平成十六年度一般会計決算及び八特別会計決算を認定。最終日に追加提案された「助役を置かないこと」の条例と「教育委員会委員の選任同意」については原案可決となりました。

文教厚生常任委員会

指定管理者の指定など審査

文教厚生常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十八年度一般会計予算中歳出の部所管部分」は、委託料の介護保険システム導入支援委託料の内容について質疑があり、この委託料は、特定高齢者の把握とサービスの提供内容をデータ管理化するものである旨の答弁がありました。続いて、学校管理費について、防犯ブザーの配布は今後も行うのかとの質疑があり、新一年生に配布予定である旨の答弁があり、質疑終了後、反対討論がありました。

「国民健康保険特別会計予算」は、療養給付費について質疑があり、予算計上には前年度等の実績と一人当たりの医療費の伸び率等から積算して

いる旨の答弁がありました。

「老人保健特別会計予算」は、負担割合の変化について質疑があり、平成十八年十月から一定の所得がある方については、負担率が二割から三割になる旨の答弁があり、質疑終了後、反対討論がありました。

「介護保険特別会計予算」は、介護サービスの利用者数について質疑があり、居宅介護サービスを受けている方は、平成十六年度四千六百五十人である旨の答弁があり、反対、賛成討論がありました。

「土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計予算」は、認定審査会委員構成について質疑があり、保健・福祉・医療の三部門の有資格者の方をお願いをする旨の答弁がありました。

「土岐市・瑞浪市障害者自立支援認定審査会特別会計予算」は、執行部から説明がありました。

「病院事業会計予算」は、医療改定の影響について質疑

があり、病診連携の中で役割分担をし、総合病院は急性期、他の診療所・病院は慢性期等、日常的な医療を受け持っていたりすることになる旨の答弁がありました。

「平成十七年度一般会計補正予算(第五号)中歳出の部所管部分」は、駄知小学校アスベスト除去工事について質疑があり、施工は夏休み期間中に実施する旨の答弁がありました。

「特別会計設置条例の一部改正」は、執行部から説明がありました。

「福祉医療費助成に関する条例の一部改正」は、助成はどのように変わるのかとの質疑があり、四月一日以降自己負担分が一割になり、その二分の一を助成する旨の答弁がありました。

「総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例の一部改正」は、幼児療育センターの利用者負担について質疑があり、当分の間徴収しない旨の答弁がありました。質疑終了後、反対討論がありました。

「介護保険条例の一部改正」は、執行部の説明のあと、反対、賛成討論がありました。

「土岐市・瑞浪市介護認定審査会の委員の定数を定める条例」及び「土岐市・瑞浪市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例」は、執行部から説明がありました。

「国民健康保険条例の一部改正」は、出産育児一時金の額を三十万円から三十五万円に増額する旨の説明がありました。

「総合活動センター」の設置及び管理に関する条例」は、執行部から説明のあと、反対討論がありました。

「土岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正」は、結核病床を十床廃止するもので、反対討論がありました。

「土岐市・瑞浪市障害者自立支援認定審査会の共同設置」は、執行部から説明がありました。

「児童館・ウエルフェア土岐・老人福祉センター・恵風荘・ひだまり・すこやか館・駄知公園運動広場・市営グラウンドの指定管理者の指定」

は、執行部から説明のあと、反対討論がありました。

「審査結果」 一般会計予算

中歳出の部所管部分へ賛成多数・原案可決

国民健康保険特別会計予算へ全会一致・原案可決

老人保健特別会計予算へ賛成多数・原案可決

介護保険特別会計予算へ賛成多数・原案可決

土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計予算へ全会一致・原案可決

土岐市・瑞浪市障害者自立支援認定審査会特別会計予算へ全会一致・原案可決

病院事業会計予算へ全会一致・原案可決

一般会計補正予算（第五号）中歳出の部所管部分へ全会一致・原案可決

特別会計設置条例の一部改正へ全会一致・原案可決

福祉医療費助成に関する条例の一部改正へ全会一致・原案可決

総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例の一部改正へ賛成多数・原案可決

介護保険条例の一部改正へ賛成多数・原案可決

数・原案可決

土岐市・瑞浪市介護認定審査会の委員の定数を定める条例へ全会一致・原案可決

土岐市・瑞浪市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例へ全会一致・原案可決

国民健康保険条例の一部改正へ全会一致・原案可決

総合活動センターの設置及び管理に関する条例へ賛成多数・原案可決

病院事業の設置等に関する条例の一部改正へ賛成多数・原案可決

土岐市・瑞浪市障害者自立支援認定審査会の共同設置へ全会一致・原案可決

児童館・ウエルフェア土岐・老人福祉センター・恵風荘・ひだまり・すこやか館・駄知公園運動広場・市営グラウンドの指定管理者の指定へ賛成多数・原案可決

議会運営委員会

委員会条例の審査

議会運営委員会に審査を付託されました案件の主な審査

内容は次のとおりです。

「土岐市議会委員会条例の一部を改正する条例」について「は、収入役室を会計課に名称変更するもので、執行部の説明のあと、原案のとおり全会一致で決めました。

「審査結果」 土岐市議会委員会条例の一部改正へ全会一致・原案可決

建設経済常任委員会

土岐市駅西踏切
拡張工事予算など審査

建設経済常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十八年度一般会計予算中歳出の部所管部分」は、執行部の説明のあと、鉛毒対策焼成炉改修補助金について質疑があり、上絵加工組合から二十四件、陶磁器卸商業協同組合から十件の焼成炉改修予定が報告されている旨の答弁がありました。続いて、鉛検査の補助金について質疑があり、検査には千三十円の食品衛生法による検査と、五百十円の

簡便法による検査の二種類があり、市内業者の方には四月一日から来年三月三十一日まで半額にする旨の答弁がありました。道路新設改良費では、



JR土岐市駅西踏切

土岐市駅西の踏切拡幅工事及び新土岐津線工事予定について質疑があり、踏切拡幅工事は今年度から実施し、平成二十年度に完成予定である。また、新土岐津線については、駅から西の踏切までを市が先行して行い、踏切から永久橋までを市に続いて県が行う予定だが、平成十九年度に着手できればと考えている旨の答弁がありました。公園事業費では、総合公園多目的広場の観覧席の規模について質疑が

あり、多目的広場とテニスコートの間の斜面に縦十三メートル、横五十メートルの観覧席を設置し、七百名を収容できる旨の答弁がありました。

「曾木地区市有林管理特別会計予算」は、執行部の説明のあと、素材生産事業について質疑があり、曾木町地内の四ヘクタールにおいてヒノキ林の伐採、搬出、販売までを委託する事業である旨の答弁がありました。

「下水道事業特別会計予算」は、執行部の説明のあと、区域外流入協力金の区域外とはどういうところか。また、区域外と区域内では費用に違いはあるのかとの質疑があり、区域外とは下水道区域から外れた区域で、費用については、受益者負担金は変わらないが、区域外の方は取付管を自分で設置していただくことになる旨の答弁がありました。

「交通災害共済特別会計予算」は、執行部から説明がありました。

「自動車駐車場事業特別会計予算」は、執行部の説明のあと、駅西駐車場使用料のうち定期券利用者数について質疑があり、平成十六年度の定期券利用者の延べ人数は一万一千一人である旨の答弁がありました。

「農業集落排水事業特別会計予算」は、執行部の説明のあと、対象戸数はどれだけあり、どの程度までできているかとの質疑があり、対象戸数は二百三十四軒である。平成十八・十九年度で処理場を建設予定であり、管路延長は九割ほどできている旨の答弁がありました。

「水道事業会計予算」は、執行部の説明のあと、上水道中央監視設備について工事自体は平成十八年度に終了するかとの質疑があり、市役所分庁舎東側に建設する建物工事、上水道中央監視設備の設計等を行うため、完成は平成十九年度である旨の答弁がありました。

「平成十七年度一般会計補正予算(第五号)中所管部分」は、市小口融資制度代位弁済による損失補償(三十七万六千円)を行うものである旨の説明がありました。

「企業立地促進条例の一部改正」は、工場等設置助成金及び雇用促進助成金の交付基準等を改めるもので、執行部の説明のあと、条例制定以降、助成金の交付を受けた企業は何社あるのかとの質疑があり、今まではないが、新年度に一社が申請予定である旨の答弁がありました。

「都市計画特別用途地区建築条例の一部改正」は、共同住宅の外壁において国土交通省が定めた構造方法を準用する旨の説明がありました。

「市営住宅管理条例の一部改正」は、法改正に伴い、公募の例外規定を改める旨の説明がありました。

「水道事業経営審議会設置条例の一部改正」は、審議会委員構成を変更する旨の説明がありました。

「市道路線の変更」及び「市道路線の廃止」は、それぞれ執行部から説明がありました。

「美濃焼伝統産業会館の指定管理者の指定」は、指定管

理者として、美濃焼伝統工芸品協同組合を指定する旨の説明がありました。

「三國山キャンプ場の指定管理者の指定」は、指定管理者として、鶴里町総合開発推進協議会を指定する旨の説明がありました。

「審査結果」 一般会計予算 中歳出の部所管部分へ全会一致・原案可決

曾木地区市有林管理特別会計予算へ全会一致・原案可決
下水道事業特別会計予算へ全会一致・原案可決
交通災害共済特別会計予算へ全会一致・原案可決
自動車駐車場事業特別会計予算へ全会一致・原案可決
農業集落排水事業特別会計予算へ全会一致・原案可決
水道事業会計予算へ全会一致・原案可決
一般会計補正予算(第五号)中歳出の部所管部分へ全会一致・原案可決
企業立地促進条例の一部改正へ全会一致・原案可決
都市計画特別用途地区建築条例の一部改正へ全会一致・原案可決



土岐プレミアム・アウトレット

企画総務常任委員会

一般会計予算は百八十億円 国民保護法関連の二条例などを可決

企画総務常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十八年度土岐市一般

会計予算」のうち、歳入の部で「プレミアム・アウトレットの市税収入の効果について」質疑があり、「土地は都市再生機構に課税、家屋はチエルシージャパン側に課税。法人は六十八法人で法人市民税を見込んでいる」旨の答弁があり、続いて「六十五歳以上の方の市県民税の課税最低限はいくらか」との質疑があり、「年金受給者の夫婦二人で年収二百四十万円の場合、平成十七年度に非課税の方が十八年度は市県民税合計で五千八百円になる」旨の答弁がありました。

「部課設置条例の一部改正」については、「工事検査室を係にすることで専門性は保たれるのか」との質疑があり、「建築住宅課などの専門家を補助的な検査員として進めたい」旨の答弁がありました。

「国民保護対策本部等に関する条例」については、「それぞれの自治体で対策本部を作ることには必要なのか」との質疑があり、「法の規定により設置しなければならぬ」旨の答弁があり、続いて「有事の際、訓練、その他の中で基本的な人権は守られるのか」との質疑があり、「国民保護法の中で、基本的人権は最大限配慮をしている」旨の答弁がありました。討論では「現在の災害対策本部の機能を充実させれば、この対策本部を作らなくてもよい」という反対討論と「武力攻撃等に対する国民保護法は国民の生命、身体及

び財産を保護し国民生活への影響を最小限にするとしてい

び財産を保護し国民生活への影響を最小限にするとしてい

ました。討論では「電源立地交付金を消防職員の給料に充てたり、義務的経緯に充たされる使途についても納得できない」旨の反対討論と「前年度より減額の厳しい財政状況の中、将来に向けての予算が配分されており評価する」旨の賛成討論がありました。

「部課設置条例の一部改正」については、「工事検査室を係にすることで専門性は保たれるのか」との質疑があり、「建築住宅課などの専門家を補助的な検査員として進めたい」旨の答弁がありました。

「国民保護対策本部等に関する条例」については、「それぞれの自治体で対策本部を作ることには必要なのか」との質疑があり、「法の規定により設置しなければならぬ」旨の答弁があり、続いて「有事の際、訓練、その他の中で基本的な人権は守られるのか」との質疑があり、「国民保護法の中で、基本的人権は最大限配慮をしている」旨の答弁がありました。討論では「現在の災害対策本部の機能を充実させれば、この対策本部を作らなくてもよい」という反対討論と「武力攻撃等に対する国民保護法は国民の生命、身体及

び財産を保護し国民生活への影響を最小限にするとしてい

び財産を保護し国民生活への影響を最小限にするとしてい

ました。討論では「電源立地交付金を消防職員の給料に充てたり、義務的経緯に充たされる使途についても納得できない」旨の反対討論と「前年度より減額の厳しい財政状況の中、将来に向けての予算が配分されており評価する」旨の賛成討論がありました。

「部課設置条例の一部改正」については、「工事検査室を係にすることで専門性は保たれるのか」との質疑があり、「建築住宅課などの専門家を補助的な検査員として進めたい」旨の答弁がありました。

「国民保護対策本部等に関する条例」については、「それぞれの自治体で対策本部を作ることには必要なのか」との質疑があり、「法の規定により設置しなければならぬ」旨の答弁があり、続いて「有事の際、訓練、その他の中で基本的な人権は守られるのか」との質疑があり、「国民保護法の中で、基本的人権は最大限配慮をしている」旨の答弁がありました。討論では「現在の災害対策本部の機能を充実させれば、この対策本部を作らなくてもよい」という反対討論と「武力攻撃等に対する国民保護法は国民の生命、身体及

び財産を保護し国民生活への影響を最小限にするとしてい

び財産を保護し国民生活への影響を最小限にするとしてい

ました。討論では「電源立地交付金を消防職員の給料に充てたり、義務的経緯に充たされる使途についても納得できない」旨の反対討論と「前年度より減額の厳しい財政状況の中、将来に向けての予算が配分されており評価する」旨の賛成討論がありました。

「部課設置条例の一部改正」については、「工事検査室を係にすることで専門性は保たれるのか」との質疑があり、「建築住宅課などの専門家を補助的な検査員として進めたい」旨の答弁がありました。

「国民保護対策本部等に関する条例」については、「それぞれの自治体で対策本部を作ることには必要なのか」との質疑があり、「法の規定により設置しなければならぬ」旨の答弁があり、続いて「有事の際、訓練、その他の中で基本的な人権は守られるのか」との質疑があり、「国民保護法の中で、基本的人権は最大限配慮をしている」旨の答弁がありました。討論では「現在の災害対策本部の機能を充実させれば、この対策本部を作らなくてもよい」という反対討論と「武力攻撃等に対する国民保護法は国民の生命、身体及

び財産を保護し国民生活への影響を最小限にするとしてい

び財産を保護し国民生活への影響を最小限にするとしてい

組合規約の変更へ全会一致・原案可決」 建物の譲与へ全会一致・原案可決」(仮称)クアハウス曾木新築工事(機械設備工事)の請負契約の変更へ全会一致・原案可決

決算特別委員会

平成十六年度一般会計と特別会計決算を認定

昨年十二月の第六回市議定例会において付託されました平成十六年度一般会計及び特別会計の決算を審査するため、去る一月十九日と二十日の両日、決算特別委員会を開き慎重に審査をしました。主な審査内容は次のとおりです。

一般会計決算では、歳入の部で「国有資産等所在市町村交付金が当初予算より増加した理由と対象となる土地・建物について」の質疑があり、「土岐津郵便局の移設にかかる土地の増加であり、対象となる土地・建物は県所有の宿舍、住宅、国の所有する出張所や土地等である」旨の答弁がありました。続いて、歳入全体

の総括について」の質疑があり「市債の決算額は前年度比三十四・六%の増であるが、減税補てん債の借り換え分という特殊要因を除くと前年度比十九・四%の減となる。市税収入は年々減少し構成比が三十・六%という概況である」旨の答弁がありました。

歳出の部では、「職員の退職者数と新規採用者数についての」質疑があり「退職者は八十四名、新規採用者は五十六名である」旨の答弁がありました。続いて、住宅費の「木造家屋耐震工事補助金の啓蒙方法について」の質疑があり「PRについてはホームページ等でも行っているが全国的にも低いレベルであり今後、県とも協議していく」旨の答弁がありました。続いて、商工振興費の「テーブルウェアアフエスティバルの成果について」の質疑があり「東京ドームの出展は三十二社、販売商品は二万五千点、入場者は約二十六万人で、業界の活性化に非常に役立つている」旨の答弁がありました。続いて

「憩の家の運営について」の質疑があり「妻木憩の家は別の用途を、河合憩の家は地元への移管を考えており、泉憩の家は引き続き市で管理していく」旨の答弁があり、質疑終了後、反対討論と賛成討論がありました。

曾木地区市有林管理特別会計決算では、「経済林としての現状について」の質疑があり、「材木の価格が低迷しているが、良い材料を作って売ることを目標に手入れをしている」旨の答弁がありました。

下水道事業特別会計決算では、「下水道管等調査委託について」の質疑があり「約十年を経過したところを毎年調査している」旨の答弁があり、続いて「宅地内汚水ポンプ設備設置工事補助金について」の質疑があり「低地の方を対象に補助するもので上限は八十万円である」旨の答弁がありました。

交通災害共済特別会計決算では、「加入者数の推移と今後の共済制度の進め方について」の質疑があり、加入者は年々

減少しており、平成十六年度は人口の六十%である。現在の町内での取りまとめ方法から個人郵送の方法も考えている」旨の答弁がありました。

国民健康保険特別会計決算では、「保険料の平準化について」の質疑があり「低所得者世帯に対する軽減については、従来の軽減割合が拡充され、保険料軽減相当額に対しての保険基盤安定化制度で二億二千万ほどの補てんがあった」旨の答弁があり、続いて「一世帯当たりの保険料の推移について」の質疑があり「十五年度は医療費分十四万二千九百九十九円、介護保険分二万五千九百八十八円、十六年度は医療分十五万七千三百三十七円、介護保険分二万三千六百四十四円であった」旨の答弁があり、質疑終了後、反対討論と賛成討論がありました。

自動車駐車場事業特別会計決算では、「駅北駐車場の利用状況について」の質疑があり「料金改定時において市外の方の駐車が多く、市内の方の駐車ができないことがあつ



駅北駐車場

たが、今は駐車できています」旨の答弁がありました。

老人保健特別会計決算では、「医療費の自己負担割合の人数について」の質疑があり、「一割負担の方が八千四百五十四人、二割負担の方が四百二十八人である」旨の答弁がありました。

介護保険特別会計決算については、「一号被保険者の保険料の段階別割合について」の質疑があり「第一段階は〇・五%、第二段階は三十四・三%、第三段階は四十四・一%、第四段階は十一・八%、第五段階は九・二%である」旨の答弁がありました。

農業集落排水事業特別会計

決算については「受益者負担金及び地域エリアについて」の質疑があり、「受益者負担金は単年度事業費の5%であり、エリアについては、基本構想において柿野、曾木、蘭仙、坂下、細野の五力所である」旨の答弁がありました。

「審査結果」 一般会計決算の認定へ賛成多数・原案認定 曾木地区市有林管理特別会計決算の認定へ全会一致・原案認定 下水道事業特別会計決算の認定へ全会一致・原案認定 交通災害共済特別会計決算の認定へ全会一致・原案認定 国民健康保険特別会計決算の認定へ賛成多数・原案認定 自動車駐車場事業特別会計決算の認定へ全会一致・原案認定 老人保健特別会計決算の認定へ全会一致・原案認定 介護保険特別会計決算の認定へ全会一致・原案認定 農業集落排水事業特別会計決算の認定へ全会一致・原案認定

とき陶生苑の改築問題

岐阜県は補助金の予算化

社会福祉法人美濃陶生苑は、現在四施設が特別養護老人施設として、管理運営されています。

- 昭和五十三年 とき陶生苑建設
- 平成二年 みずなみ陶生苑建設
- 平成六年 たじみ陶生苑建設
- 平成十五年 かさはら陶生苑建設

とき陶生苑は、旧駄知病院施設を使用しながら、新規施設を建設したものであります。既に、築後二十八年が経過し、施設、設備の著しい老朽化が進み、耐震性やサービスマ、労働環境等さまざまな問題が残ります。したがって三市一町の、とき陶生苑の改築事業の話し合いが社会福祉法人美濃陶生苑において、また関係

市町の間で進められてきました。土岐市においては、改築移転地として、恵まれた環境面の駄知町内の旧東信グラウンド用地を平成十五年十月取得しています。

文教厚生常任委員会では、今議会において、協議会を開催

し、社会福祉法人美濃陶生苑及び市の執行部から、とき陶生苑改築事業の推進状況の説明を受けることになっていたところ、平成十八年度岐阜県一般会計予算において、とき陶生苑の改築補助の予算措置がなされ、土岐市並びに関係二市の改築予算が計上されていないことが明らかになりました。



とき陶生苑

文教厚生常任委員会では、執行部から、これまでの改築に向けた関係市との話し合い状況、一方、県との協議状況、県予算化の経緯等の説明を受け、広域施設とし



建設予定地（旧東信グラウンド）

て、とき陶生苑の改築の必要性、県の予算化状況等を鑑み、執行部に対して、平成十八年度において、とき陶生苑の建て替え事業の推進に向けた、関係二市への理解と協力が得られるように求め、また今後速やかに事業化実現に向けた対応を協議することとしました。



(仮称) ゆのみの里完成予想図

ゆのみの里建設について

早期建設要望

首都機能対策・市街地活性化特別委員会協議会を三月十七日に開催、平成十八年度予算に「ゆのみの里」建設予算が計上されませんでした。これまでの仮称「ゆのみの里」建設についての議論・協議を約三年の間、重ねてきており、当特別委員会としては、仮称「ゆのみの里」建設を早期にするべきとの意見集約をし、三月二十七日市長あてに議長名と当特別委員会委員長名で、仮称「ゆのみの里」早期建設要望書を提出しました。

回答の内容は、「地域経済活性化を図っていくために中心市街地の整備が重要課題であると考えております。中心市街地活性化基本計画に基づき、「にぎわい、ふれあい、ほっとステージ」ハートキア」をテーマに、土岐市駅周辺のまちづくりを第五次総合計画において「土岐市の顔としての基盤づくり」、「居住地としての魅力づくり」を施策としております。新土岐津線整備(駅前東西線)を最重要施策として、駅周辺地区活性化基本計画を策定し、駅西の住環境整備等全体的まちづくりを構築する中で、国等の交付金を有効活用し、仮称「ゆのみの里」についても早期建設に向けて鋭意努力してまいりますので何卒ご理解の程よろしく願ひ申し上げます。」とのことであります。

今後とも中心市街地活性化のため当特別委員会は、協議を重ねていきます。

兼任理事で対応へ

「助役を置かないことの条例」を可決

大野助役の辞表提出に伴い、三月二十二日の市議会最終日に「土岐市助役を置かないことの条例について」が追加提案されました。この議案は即日、企画総務常任委員会に審査を付託されました。

議会休憩中に開催した委員会での主な審査内容は次のとおりです。

「土岐市助役を置かないことの条例について」は、執行部からの説明のあと「県内外に助役を置かない自治体はあるのか」との質疑があり「県内にはない。県外では埼玉県志木市、神奈川県大和市などがある。」旨の答弁がありました。

続いて「助役が空席でも、この条例は必要か」との質疑があり「地方自治法に従い提案した。複数の理事を置き、責任分担をして執行

する」旨の答弁がありました。

また「理事の位置づけ」について質疑があり「部長職の上位であり一般行政職である」旨の答弁がありました。

さらに「当分の間、助役を置かないという説明だが、当分の期間とはどれくらいか」との質疑があり「助役が選任されるまでの期間である」旨の答弁がありました。

これら質疑・応答の中で「この状況は好ましいものではなく、一刻も早く助役選任を急ぐべき」との内容も含めての委員長報告があり、本会議で可決しました。

土岐市はこの条例の成立により、四月の人事異動で五名の部長級に兼任理事の辞令を交付しました